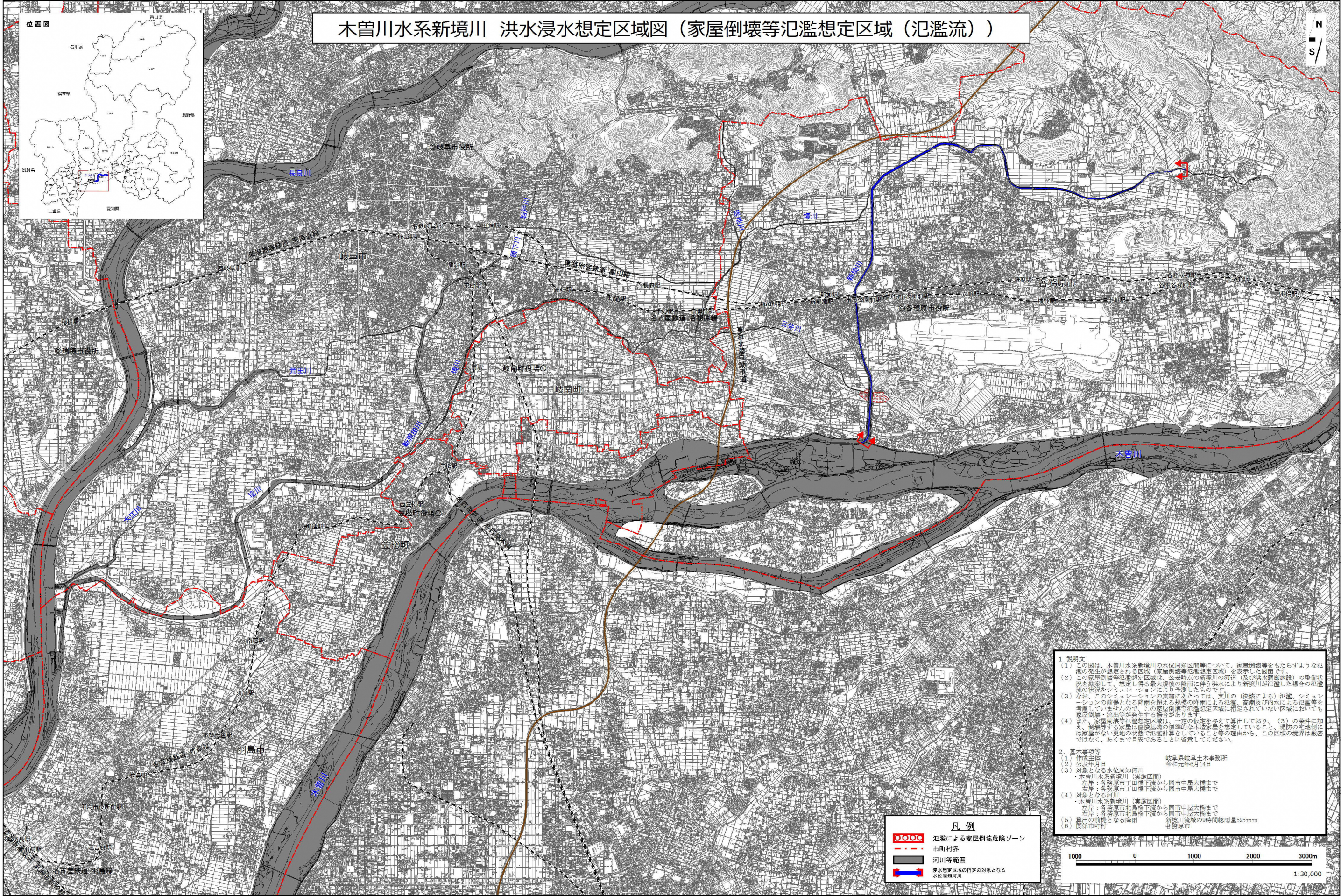




木曽川水系新境川 洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流））

凡例

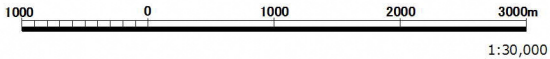
■■■■ 氾濫による家屋倒壊危険ゾーン

- - - 市町村界

■ 河川等範囲

→ 浸水想定区域の指定の対象となる
水位調節河川

- 1 説明文
- (1) この図は、木曽川水系新境川の水位周知区間等について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）を表示した図面です。
- (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公表時の新境川の河道（及び洪水調節施設）の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により新境川が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の（決壊による）氾濫、シミュレーションの前提となる規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。
- (4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を基えて算出しており、(3)の条件に加えて、倒壊等が家屋は直接基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない、更地の状態で氾濫雨量をしていること等の理由から、この区域の境界は数値ではなく、あくまで目安であることに留意してください。
2. 基本事項等
- (1) 作成者 岐阜県岐阜土木事務所
- (2) 公表年月日 令和元年6月14日
- (3) 対象となる水位周知河川
- ・木曽川水系新境川（実施区間）
- 左岸：各務原市丁田橋下流から同市中屋大橋まで
- 右岸：各務原市北島橋下流から同市中屋大橋まで
- (4) 対象となる河川
- ・木曽川水系新境川（実施区間）
- 左岸：各務原市北島橋下流から同市中屋大橋まで
- 右岸：各務原市北島橋下流から同市中屋大橋まで
- (5) 算出の前提となる降雨 新境川流域の9時間総雨量595mm
- (6) 関係市町村 各務原市



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（承認番号 平30情使、第955号）」

「この成果は、中部技術事務所長の承認を得て、同事務所作成の航空レーザー測量成果（オリジナルデータ、オルソフォトデータ、グリッドデータ）を使用したものです。（承認番号：平成30年6月20日付国部整中環共第11号）」